

内閣府独立行政法人評価委員会令(抄)

(分科会)

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

国立公文書館分科会	独立行政法人国立公文書館
国民生活センター分科会	独立行政法人国民生活センター
沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
北方領土問題対策協会分科会	独立行政法人北方領土問題対策協会
駐留軍等労働者労務管理機構分科会	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員は、内閣総理大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。